

自組織の内容に沿って変更してください。

○○労働組合 ○○支部
新執行委員研修

20xx年●月●日（●）

場所：xxxxxxxxxx

○○労働組合 ○○支部

I N D E X

- 0. まず「新入組合員研修資料」を振り返る ……………P.3
- 1. 自分の役割を理解する ……………P.4～6
- 2. 大切なこと・心構え …………… P.7～10
- 3. ルールを知っておく ……………P.11
- 4. 組合役員が知っておくべき法律 ……………P.12～14
- 5. 具体的な組織・運営・活動は
Worker's Libraryで ……………P.15～20
- Worker's Libraryのご紹介 ……………P.21

0. まず「新入組合員研修資料」を振り返る

何事も「基礎」が大事。もう一度労働組合に対する理解を

自組織の内容に沿って変更してください。

〇〇労働組合 〇〇支部
新入組合員研修

20xx年●月●日 (●)

場所：XXXXXXXXXX

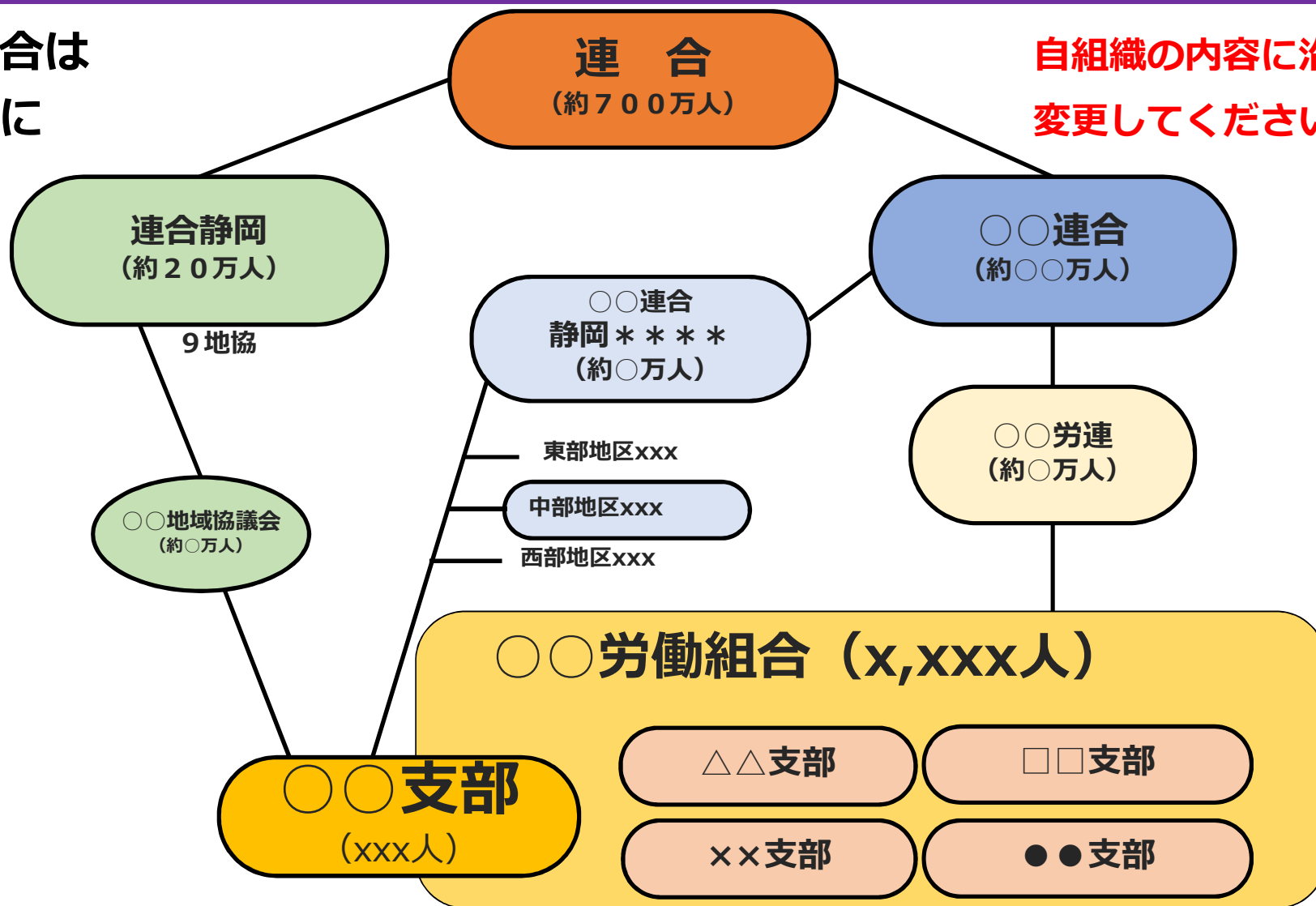
〇〇労働組合 〇〇支部

1

Worker's Libraryの「階層別研修教材」のページへのリンクを貼ってあります

1. 自分の役割を理解する

私たちの労働組合は
どんな上部団体に
属しているのか

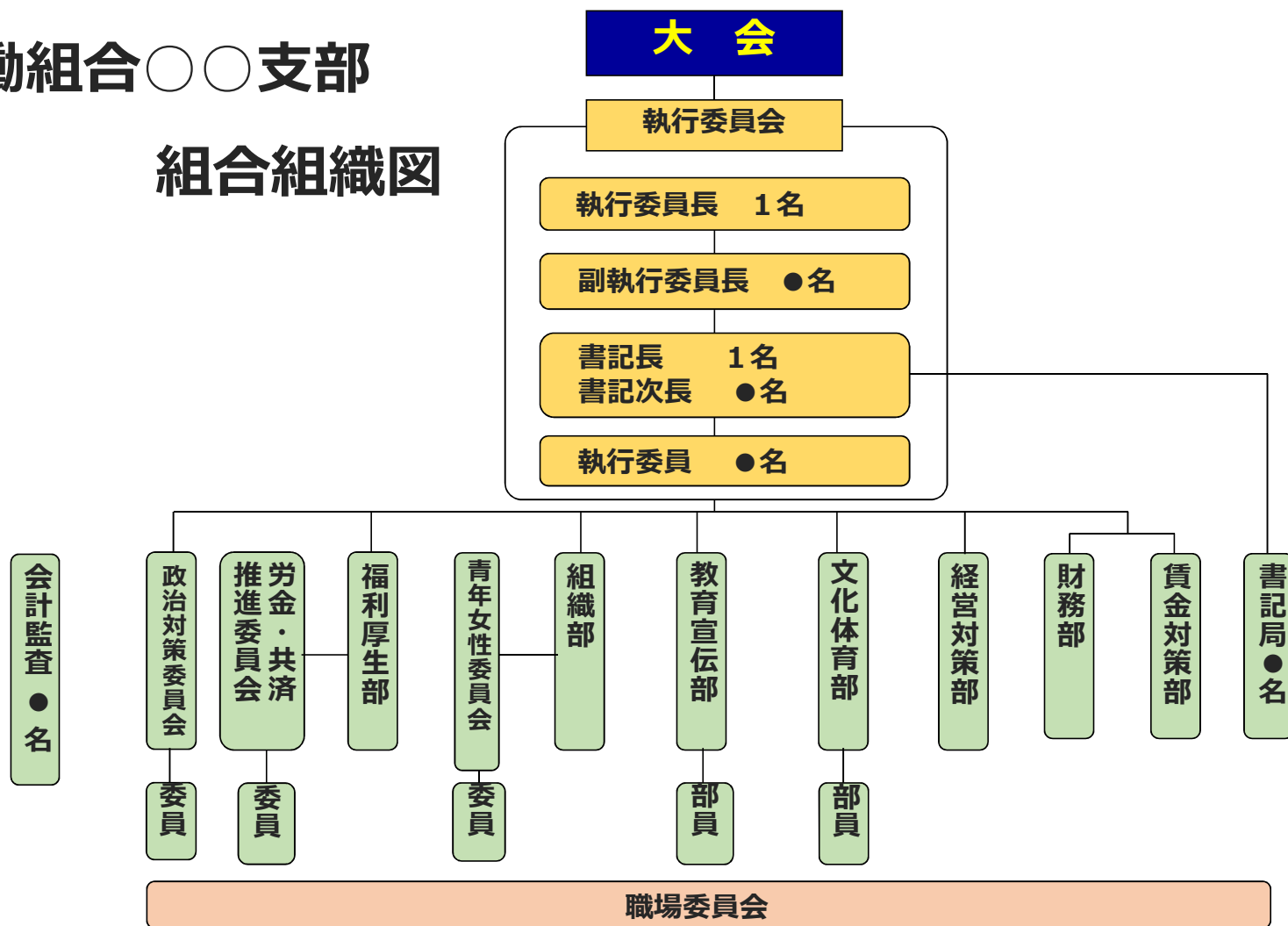


自組織の内容に沿って
変更してください。

自組織の内容に沿って変更してください。

〇〇労働組合〇〇支部

組合組織図



自組織の体制に沿って役割分担図を作成してください

●とある労働組合の役割分担表●

主務		委員長	副委員長	書記長	組織部長	賃金対策部長	企業対策部長	教育宣伝部長	福利厚生部長	文化体育部長
兼務		-	政治対策	-	青年女性	財務部長	-	-	労金・労済	-
担当者		佐藤	鈴木	高橋	田中	伊藤	渡辺	山本	中村	小林
〇〇連合静岡地協	副議長	◎								
連合静岡〇〇地協	幹事			◎						
労金〇〇支店	運営委員								◎	
こくみん共済coop	運営委員								◎	
〇〇地区労福協	副会長	◎								
執行委員会		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
職場委員会		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
労使協議会		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
労使情報共有会				○			◎			
青年女性委員会	委員長				◎					
文化体育委員会	委員長									◎

⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮

2. 大切なこと・心構え

【大切なこと①】 **組織はチームだ**

- (1) 役割り分担は、組織を円滑に運営するために重要なことです。
- (2) しかし、それに縛られる必要はありません。
- (3) 組織は“チーム”です。
- (4) 分からないことがあれば、前任者や先輩に聞いてください。
- (5) 逆に困っている後輩がいれば全員で助け合いましょう。

【大切なこと②】 足を使って声を拾え

- (1) 執行委員になったら、まずは自分の職場の声を、自らの足で拾い上げてみてください。
- (2) 余裕が出てきたら、他の職場にも足を運んでみてください。今までと違った景色が見え、違った声が聞けるかもしれません。
- (3) そういった声や、自分が感じた事を組合活動にいかすために執行委員会で発言をお願いします。

こまめに
正確に

「足」を使って
組合員の
「生の声」を
吸い上げよう

組合役員は組合員と会社との橋渡し役

【大切なこと③】 **最大の魅力は経験と人脈**

(1) せっかく組合役員になったのですから、いろいろなことに挑戦し、経験をしてください。

(2) 外部団体や上部団体の役割をするチャンスがあれば、積極的にチャレンジしてください。

(3) そうすることで、いつのまにか気づいたら経験値が増し、大切な人脈が増えています。

普段の仕事では
経験できない
貴重な体験

【大切なこと④】 いい議論をするために・・・

(1) ありのままを率直に発言しましょう。「分からない」「違う意見だ」「不安を覚える」「違和感を感じる」・・・。そういう発言が議論を良い方に前進させます。

会議で
何も言わず
後からあれこれ
言うのは無しよ

(2) お互いに失敗を許容してください。勘違い、言い間違い、思い違い・・・。責めるのではなく許して軌道修正してあげましょう。メンバーに対しても、事務局に対しても、組合員に対しても。

批判・否定する
のではなく
認め合った上で
建設的な意見を

3. ルールを知っておく

以下のものは**最低限、必ず読み込んで**おいてください。
一人で全てを読み込むのは難しいので、**複数人数で集まって、声に出して交代で読み上げ**ましょう！

(=読み合わせ) …時間が掛かっても良いので**必ず**！

- (1) 労働協約
- (2) 従業員規則 (それに付随する規定類)
- (3) 組合規約
- (4) 組合関連規定類、内規

「へ～そうだったんだ」と気づくことがたくさんあります。
そのルールに従って議論されることもたくさんあります。

4. 組合役員が知っておくべき法律

憲法

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。賃金、就業時間、休職その他の労働条件に関する基準は、これを定める。

第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働三法

労働基準法

労働組合法

労働関係調整法

労働組合法のなかでは、労働組合が正規の手続きを経て団体交渉を要求した場合、経営者側がこの団体交渉を拒否することは、不当労働行為として許されない

憲法では、労働者の権利を「**団結権**」「**団体交渉権**」「**争議権（団体行動権）**」の3つに定義して保証している

労働三権

団結権

組合をつくって、団結する権利

団体交渉権

要求を提示して、会社と交渉する権利

争議権（団体行動権）

交渉だけでは解決しない場合、争議によって要求を認めさせる権利

つまり労働組合や組合活動は『法律によって守られている』ということ。ただやみくもに作られた団体ではなく、法律に沿った活動をしているのです。

労働組合法第2条

■「労働組合」として認められる団体

- (1)労働者が主体となっている
- (2)労働者が自主的に組織した団体
- (3)労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体

■その組織や団体を「労働組合」として認めるための要件

- (1)会社の役員や人事に関して権限をもつ管理職などが組合に加入していないこと
- (2)使用者から経理上の援助(※)を受けないこと
 - ※ただし、組合事務所を使用者が供与すること、労働時間中の団体交渉や労使協議会に出席した労働者の賃金を支払うことは、ここでいう援助には当たらない
- (3)共済事業その他福利事業のみを目的とする団体でないこと
- (4)主として政治運動、社会運動を目的とする団体でないこと

5. 具体的な組織・運営・活動はWorker's Libraryで

その他、具体的な内容は、各組合の実態に沿った内容で学んでいきましょう。

Worker's Libraryでは、もっと詳しく労働組合活動の基礎について掲載していますので、執行委員学習会などに活用してみましよう！

<https://workerslibrary.com/works/>



次のページからは、このWorker's Libraryに掲載されている項目を紹介します。

Worker's Libraryの「労働組合」に掲載されている項目

「用語集」：組合活動でよく使用する言葉の解説

「基本」	：組合とは	<ul style="list-style-type: none">・ひとりの力はちいさいけれど、まるとると大きな力に・組合は「労働条件」の維持向上をめざします・活動は憲法で保障されています・もしも組合がなかったら？・組合員と役員・会社と組合どちらも「信頼」が大事・話し合いが基調	<ul style="list-style-type: none">・組合員の権利と義務・法律から見た労働組合
	：役員的心構え	・組合役員に初めてなったとき	・日常活動の進め方
	：組織	<ul style="list-style-type: none">・組織はどうなってるのか？・支部(分会)とは・会計監査とは？	<ul style="list-style-type: none">・機関会議・専門部制とは
	：綱領と規約・規程		

「労働組合の活動」

- ： 組合はどんな活動をしているの？
- ： 職場活動
- ： 経営対策
- ： 労働条件
- ： 職場環境と安全衛生
 - ／ 自主福祉・社会貢献
- ： 政策制度・政治・連帯
- ： 労使交渉

「経営対策」

- ： 経営対策とは
- ： 経営対策活動のスタンス
- ： 組合が行う経営対策活動とは
- ： 経営対策のテーマ・その内容は？
- ： 経営対策活動に必要な観点は？

「労働条件」

- ：賃金・一時金**
 - ・賃金 – もっとも重要な労働条件
 - ・賃金の構造
 - ・賃金は労使交渉を通じて決定されます
 - ・定期昇給とベースアップ・賃上げのしくみ
 - ・年功から、能力・成果重視に
 - ・賃金に関する法規を学んでおきましょう
 - ・一時金の取組み
- ：労働時間**
 - ・「36協定」とはなにか？
 - ・労働時間退縮の意義
 - ・年次有給休暇 時間で払われた賃金
- ：労働協約**
 - ・労使間の憲法、労働協約を読もう
 - ・労働協約は誰のものか
- ：職場環境・安全衛生**
 - ・メンタルヘルス

「政策制度・政治・連帯」

- ・なぜ、組合が政治活動を行うのか
- ・投票に行こう

ALWFオンライン講座（動画講座） 「政治への関心を高めよう」

- ・第一回「みんな選挙に行こう！」
- ・第二回「生活をより良くするために！」
- ・第三回「政治の力で政策を前に！」



「日常生活」

: 時間管理

- ・36折衝は「事前協議」の第1ステップ
- ・時間外労働に対する基本スタンス

: 有休

- ・気がねなく有休申請ができる
環境づくりを

: 相談活動

- ・組合員に向き合う活動
- ・相談対応のポイント

: 活動の原点は職場

「組織活動」

: 現場討議・対話集会

- ・現場主義が労働組合の活動の基本

: 教育

- ・組織を支えるのは人

教育活動の重要性

: 広報

- ・広報活動の重要性

: 文体

- ・文体活動は、活動PRのチャンス

「組合の歴史」

- ・労働運動の歴史

- ・日本の労働運動史

- ・メーデーとは？

静岡で働く人のための資料閲覧サイト

Worker's Library
[ワークスライブラリー]

のご紹介

<https://workerslibrary.com/>



「Worker's library」は、組合員の皆さんや一般労働者の皆さんからの付託にこたえるため、労働運動の教育体系など、システム化することを目的として開設された情報閲覧WEBサイトです。

このサイトには、労働組合に欠かせない知識と教養についての情報はもちろん、社会人として必要な一般的教養などが学習できる資料を数多くご用意しております。

自己・組織の知識を高め、今後ますます複雑化していく現代社会を乗り越えるためにも、ぜひご活用ください。